

入札公告

次の工事について制限付き一般競争入札に付す。

令和4年2月24日

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 菅野正見

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 播管第1号
- (2) 工事名 播但連絡道路、遠阪トンネル 道路維持修繕工事（電気設備等維持修繕作業）
（以下「本件工事」という。）
- (3) 工事場所 姫路市的形町の形～丹波市青垣町遠阪
- (4) 工事概要 道路交通の安全と円滑な走行を確保するため、巡回作業及び緊急作業を実施し、電気設備等の機能維持を図る。
- ・車両機械借上 1式
 - ・労務費 1式
- (5) 工期 令和5年3月31日限り
- (6) 最低制限価格 有
- (7) 入札方式 制限付き一般競争入札（事後審査型）
- (8) 契約締結予定日 令和4年4月1日
- (9) 支払条件
- ① 年割支払 無
 - ② 前払金 無
 - ③ 中間前払金 無
 - ④ 部分払 有（履行期間中3回以内とする。）
 - ⑤ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 無

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

(1) 入札参加資格工種	電気工事
(2) 営業所の所在地に関する要件	姫路市、神崎郡又は朝来市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有していること。
(3) 入札参加資格格付等級	確認基準日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の電気工事における格付等級がA等級であること。
(4) 技術・社会貢献評価数値に関する要件	入札参加資格者名簿の電気工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が10点以上であること。ただし、入札参加資格者名簿の電気工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①から⑤の工事成績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を1件に限り

	<p>申請できる。</p> <p>その場合において、電気工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を換算基準(注1)により換算した点数を加算した点数が10点以上であること。</p> <p>① 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、平成28年度から令和2年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が兵庫県内であるものに限る。</p> <p>② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、平成28年度から令和2年度までの間に完成したのものに限る。</p> <p>③ 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、平成28年度から令和2年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> <p>④ 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、平成28年度から令和2年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> <p>⑤ 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、平成28年度から令和2年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p>
(5) 同種工事の施工実績又は専門性の有無に関する要件	無
(6) 建設業の許可に関する要件	電気工事業に係る建設業の許可を有すること。
(7) 配置技術者に関する要件	建設業法第26条に定める技術者
(8) 入札保証金	不要
(9) その他	別紙「建設工事の制限付き一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」2に示すとおり。

(注1) 換算基準：工事成績 89 点以上は加算点 120 点、工事成績 84 点から 88 点は加算点 90 点、工事成績 79 点から 83 点は加算点 60 点、工事成績 74 点から 78 点は加算点 30 点、工事成績 69 点から 73 点は加算点 0 点、工事成績 64 点から 68 点は加算点 -20 点、工事成績 63 点以下は加算点 -40 点に換算する。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 又 は 期 日	方 法	場 所
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和4年2月24日(木)から 令和4年3月2日(水)まで (注1)		神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所業務課
(2) 提出資料の様式等の交付	令和4年2月24日(木)から 令和4年3月2日(水)まで	ホームページ よりダウンロード	兵庫県道路公社ホームページ入札 情報 (注2)
(3) 入札参加及び有償複写申込書の受付	令和4年2月24日(木)から 令和4年3月2日(水)まで	持 参	神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所業務課 ※ 有償複写については下記6を 参照
(4) 設計図書の閲覧	令和4年2月24日(木)から 令和4年3月2日(水)まで (注1)		
(5) 質問書(様式は任意)の受付	令和4年2月24日(木)から 令和4年3月3日(木)まで (注1)	持 参 又は Fax	
(6) 回答書の閲覧	令和4年3月7日(月)から 令和4年3月9日(水)まで (注1、注2)		神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所業務課 及び兵庫県道路公社のホームページ
(7) 工事費内訳書の受付	令和4年3月10日(木) 午後1時30分から	持 参	神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所業務課
(8) 入札書の受付	令和4年3月10日(木) 午後1時30分から	直接入札	神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社
(9) 開 札			播但連絡道路管理事務所会議室
(10) 入札結果の公表	落札決定後速やかに (注3)		神崎郡福崎町西田原 1949 兵庫県道路公社
	契約締結後速やかに		播但連絡道路管理事務所業務課

注1 上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

注2 兵庫県道路公社のホームページアドレスは

<https://www.hyogo-jk.or.jp/gyousya/douro/d-main.html>

注3 落札決定日の翌日までに公表する。

5 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)定める県の休日を除く。)に、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所業務課まで各1部提出すること。

なお、様式等は必ず上記4(2)の期間内に、別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」7(2)のとおり、兵庫県道路公社ホームページ入札情報からダウンロードにより保存することにより取得しておくこと。

- (1) 配置予定技術者の資格（様式6号の2）
- (2) 現場代理人の資格（様式6号の3）
- (3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係（様式7号）
- (4) 国土交通省近畿地方整備局又は神戸市発注の工事成績（様式19号）

6 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧の期間及び場所は、4(4)に示すとおりとするが、次の場所において有償で複写することができる。

なお、複写を希望する者は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所業務課に設計図書複写申込書（様式9号の3）により申し込むこと。

住 所	神崎郡福崎町南田原 1456-12
名 称	中井総合印刷株式会社
電 話	0790-22-0300

7 その他

- (1) 別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」のとおりとする。
- (2) 現場説明会は実施しない。

8 入札担当課（問合せ先）

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課 電話 0790-22-4900

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社
契約担当者
播但連絡道路管理事務所長

工事（業務）費内訳書の提出及び特約条項の追加について

下記について、ご承知の上、入札に参加してください。

記

1 工事（業務）費内訳書の提出

入札に関する条件として工事（業務）費内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに工事（業務）費内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

工事（業務）費内訳書の様式は任意ですが、金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

積算については、自己積算を原則とするので、自己積算していない方、他者に自らの工事（業務）費内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した工事（業務）費内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので、特に注意してください。

さらに、入札参加者は、お互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

契約書に別紙記載のとおり「特定の違法行為に関する特約条項」を追加することになります。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めるときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は、発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第50条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項の規定」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第5項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第52条第1項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第5項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (6) 公正取引委員会が、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（第66条第3項の規定中、原処分の一部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
 - (7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第52条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。